

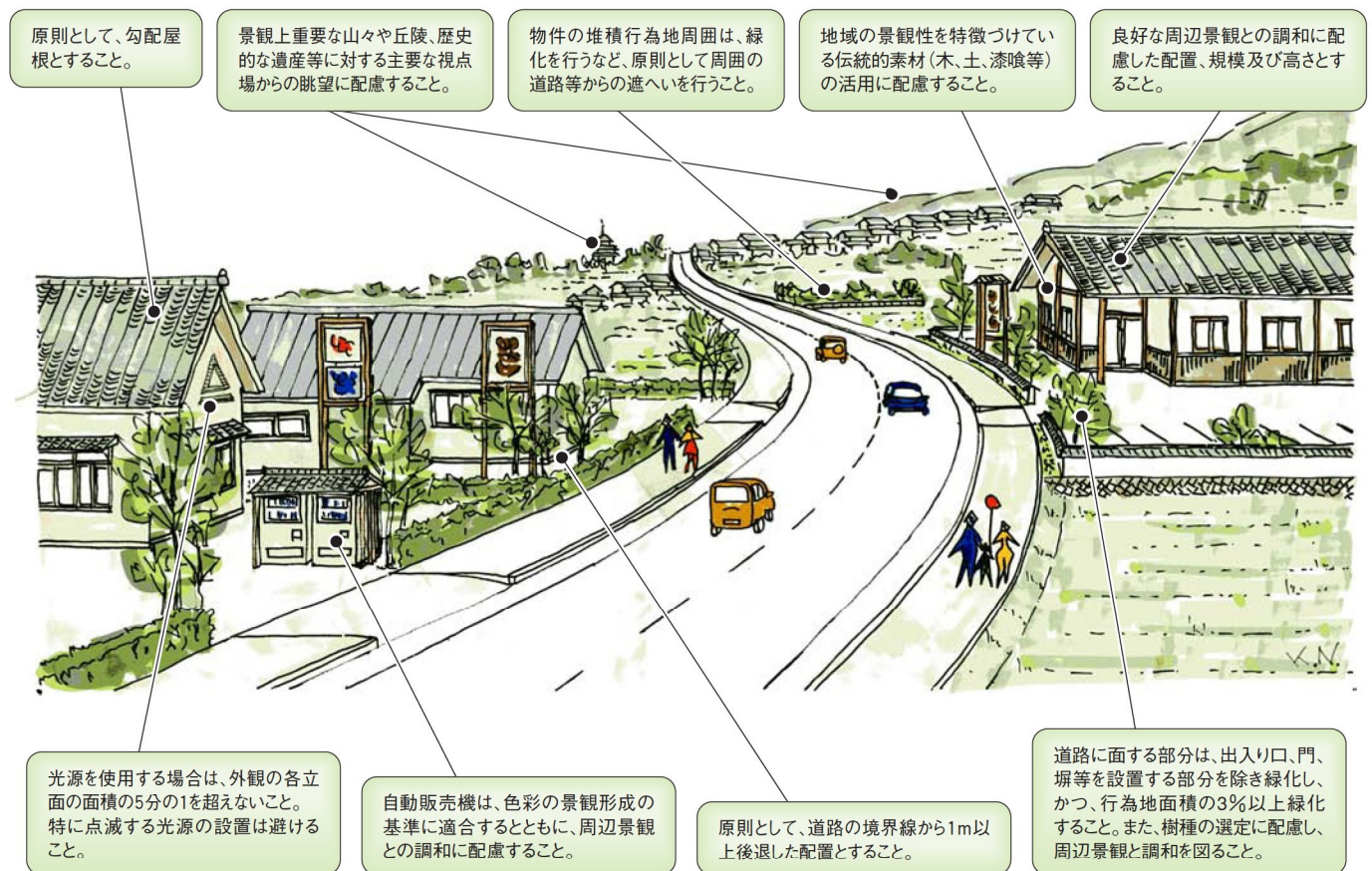
行為	事項	基準
土地の形質の変更	方法	土石の採取、鉱物の掘採にあつては、 1 周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあつては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 2 採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を図ること。 土地の開墾、その他の土地の形質の変更にあつては、 3 できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないように配慮すること。 4 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を図ること。緑化にあつては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 5 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図るなど配慮すること。 6 原則として、行為地周囲の緑化を行うこと。緑化にあつては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 (共通) 7 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 8 塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。
		1 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。 2 高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。 3 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行うこと。緑化にあつては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。 4 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全すること。 5 塀・柵等を設ける場合にあつては、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とすること。又その色彩は、別に定める色彩に関する景観形成の基準に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮すること。

※1 主要な視点場とばまほろば眺望スポット百選」等に定められたもの奈良県景観資産に登録されたもののうち眺望に関わるもの。

※2 建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ナガシ煙突及び避雷針は除く。

※3 主要地方道大和高田斑鳩線の沿道を除く。

## 【第1種特定区域の景観形成のイメージ】





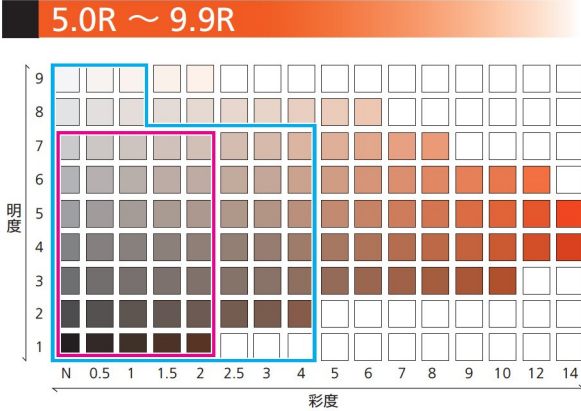
# 色彩に関する基準

## ● 色彩基準の考え方

色彩基準は、日本工業規格 [JIS Z 8721 色の表示方法—三属性による表示] (マンセル表色系) を尺度として定めます。

### 商業系地域の例

● マンセルによる規制のイメージ



凡 例

- 外壁基調色の許容範囲
- 屋根基調色の許容範囲

<b>色相</b>	色相はいろあいを示すもので、赤 (R)、黄 (Y)、緑 (G)、青 (B)、紫 (P) の5色相を基本に、さらに中間に黄赤 (YR)、黄緑 (YG)、青緑 (BG)、青紫 (BP)、赤紫 (RP) を配して10色相で表します。
<b>明度</b>	明度は明るさを示すもので、その度合いを0から10までの数値で表します。
<b>彩度</b>	彩度は鮮やかさを示すもので、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。大きいものほど鮮やかな色を示します。

(注) 表示されている色は色彩をイメージしやすくするために表示しているもので、正確なものではありません。

## ● 色彩基準適用区分の考え方

一般区域並びに重点景観形成区域のうち第2種特定区域及び広域幹線沿道区域における色彩基準適用区分と区分ごとの色彩基準の考え方は、以下のとおりとします。

景観づくりの基本方針の区分	色彩基準適用区分	都市計画による区分	区分ごとの色彩基準の考え方	
			外壁等基調色	屋根基調色
市街地景観	住居系地域	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域	暖かく落ち着いた住宅地のまちなみを保全・創出する基準	暖かさや落ち着いた中にも適度な変化のある屋根景観を保全・創出する基準
	工業系地域	準工業地域 工業地域 工業専用地域	整然とした端正な工業地のまちなみを保全・創出する基準	暖かさや落ち着いた中にも適度な変化のある屋根景観を保全・創出する基準
	商業系地域	近隣商業地域 商業地域	賑わいの中にも品格や秩序のあるまちなみを保全・創出する基準	賑わいの中にも品格や秩序のある屋根景観を保全・創出する基準
自然・風土景観	自然系地域	上記以外の地域 (市街化調整区域・都市計画区域外)	自然景観に融和し、自然が引き立つ色彩景観を保全・創出する基準	緑や山並みの中に融和した屋根景観を保全・創出する基準

重点景観形成区域のうち第1種特定区域については、上記の考え方に加えて、次の考え方により色彩基準を定めます。

- 一般の建築物や工作物は、地域の民家などにみられるような落ち着いた色彩を誘導します。
- アクセント色の制限など、効果が実感できる先導的な色彩基準を設定するとともに、屋外広告物や自動販売機など多様な景観要素の総合的な色彩調整を図ります。

※色彩に関する詳細は、「奈良県景観色彩ガイドライン」をご覧ください。

## 基準の適用除外

- 地区計画や建築協定等によって、独自の景観・まちづくりが進められている地域で、色彩についても協定等に独自の内容が定められている場合は、景観計画に定める「良好な景観形成に関する方針」に反しない範囲において、この色彩基準によらないことができます。
- 木材や地場の石材等の自然素材色は、施行直後には色彩基準の範囲に含まれていなくても、経年変化によって風格ある穏やかな色調に変色することが多いことから、この色彩基準によらないことができます。
- 他の法令によって色彩が規定されているものについては、この色彩基準によらないことができます。
- 以下の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する行為で、奈良県景観審議会の意見を聴いた上、当該行為が景観形成に資すると認められるものについては、この基準によらないことができます。
  - (ア) 建築物等の色彩やデザインなどの質が高く、周辺の景観形成を先導することが期待されるもの。
  - (イ) 既に整備が行われ、地域のランドマークとして県民に親しまれているものの増築又は改築、外観の変更。
  - (ウ) その他特別に配慮する必要があるもの。

